

# 秩父市地域公共交通協議会設置要綱

令和8年4月1日制定  
令和8年5月21日改正

(設置)

## 第1条

地域における需要に応じた市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、秩父市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

## 第2条

協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関すること。
- (2) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項に規定する地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送について必要な協議を行うこと。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画を作成する場合は、同法第6条第1項に規定する協議会として、当該地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(組織)

## 第3条

協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 秩父市職員
- (2) 関係する交通事業者
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者
- (7) 埼玉県秩父警察署長及び埼玉県小鹿野警察署長又はその指名する者

(8) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認められる者

(役員)

#### 第4条

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

協議会に会長を置き、委員の中から互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

#### 第5条

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

#### 第6条

協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

会議は、原則として公開する。

(分科会)

#### 第7条

協議会は、協議内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、分科会を置くことができる。分科会に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(書面決議)

## 第8条

会長が必要と認めたときは、書面決議により、議事を決することができる。

(協議結果の取扱い)

## 第9条

協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(財務に関する事項)

## 第10条

協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

## 第11条

監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

監査員は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(庶務)

## 第12条

協議会の庶務は、秩父市企画政策部総合政策課において行う。

(委任)

## 第13条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。